

自動車税（種別割）の「まとめ納付」の受付開始について

石川県では令和5年度自動車税（種別割）定期課税から1枚の納税通知書で複数台の自動車税を納付できる「まとめ納付」を開始することとなりました。

通常の納税通知書の場合

自動車税（種別割）納税通知書
× 自動車の保有台数分

1枚につき自動車1台の税額が記載。
車の台数分の通知書が送付されます。

- 納付はそれぞれの用紙が必要
- 大量にあると納付する合計額の集計が大変
- 金融機関等窓口で納付処理に時間がかかる
- キャッシュレス納付は1台ずつ納付手続きをするのが大変

まとめ納付の場合

自動車税（種別割）納税通知書
（複数台の税額の合計を記載）

内訳書（1台ごとの税額が記載）
1枚当たり最大100台記載

1枚に当該年度の税額の合計額が記載。
1台ごとの税額は内訳表に記載されます。

- 納税通知書1枚ですべての自動車について納付可能
（使用の上限内であればキャッシュレス納付も対応可）※コンビニエンスストアでは納付不可
- 合計金額が分かりやすい
- 金融機関等窓口での待ち時間が短縮される
- 納期限までならいつでも納付手続き可能

《まとめ納付の注意点》

- 自動車1台ずつの領収証書は発行できません。
- 継続検査用納税証明書は自動で発行されません。
（納付後1週間程度で運輸支局のシステムで車検時の納付確認ができます。
改めて紙の納税証明書を準備いただく必要はありません。）
- 納付日までに抹消等により税額の合計額に変更が生じても、納付額の変更はできません。
（税額に変更があった場合は、後日還付となります。）
- 口座振替制度をご利用中の方で「まとめ納付」に変更する場合は、「口座振替の廃止届」が必要です。
（口座振替制度との併用不可。）
- 郵便物が届かない場合、当該年度については「まとめ納付」はご利用できません。
（ご住所等が変わった場合は、事前に住所変更の手続きをお取りください。）
- 当該年度から希望する場合は、前年度2月末日までに申し込みが必要です。

まとめ納付をご希望の方は、「石川県自動車税（種別割）まとめ納付利用申込書」を下記までご提出ください。

〔お問い合わせ先・提出先〕

920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部税務課 収納管理グループ又は自動車税グループ
TEL 076-225-1273



県税キャラクター
直之くん

「石川県自動車税（種別割）まとめ納付利用申込書」はこちらからもダウンロードできます。

➡ 石川県HP <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/qa/all.html>

➡ 検索エンジン

石川県 まとめ納付

検索